



2.6 内航業務

2.6.1 船舶基本情報登録（内航）（W B X）

本業務では、本船単位の船舶基本情報（以下、「船舶基本情報」と呼びます）を入港前に登録することができます。本業務では、船舶基本情報を登録・訂正・削除することができます。船舶基本情報の削除は、登録済の船舶が廃船等となった場合に行います。本業務を行うと、内航の申請業務の「船舶呼出」機能を使用できます。

申請の操作方法については、1.3.2（3）登録業務を参照してください

入力者について

- 入力者は船会社、船舶代理店です。

船舶基本情報について

- 本業務で登録した船舶基本情報は、「内航船」として登録されます。
- 登録した船舶基本情報は、本業務の入力日または本業務で登録した船舶を使用した申請から一定期間経過後に削除されます。
- 「船舶コード」を変更する場合は、本業務により新規に船舶基本情報を登録する必要があります。

船舶基本情報について

- 本業務で登録した船舶基本情報は、「内航船」として登録されます。

<申請等呼出について>

- 申請済の情報を呼び出し修正することで、新規の船舶基本情報を申請することができます。
以下の情報を呼び出すことができます。
 - ・船舶基本情報登録（内航）